

(翻訳：国際人権活動日本委員会)

子どもの権利委員会第54会期
2010年5月25～6月11日

規約44条に基づき提出された締約国報告の審査

総括所見：日本

1. 当委員会は2010年5月27日に開催された第1509回および第1511回の会議（CRC/C/SR.1509とCRC/C/SR.1511を参照）において、第3回日本政府定期報告（CRC/C/JPN/3）を検討し、2010年6月11日に開催された第1541回会議において、以下の総括所見を採択した。

A. はじめに

2. 当委員会は第3回政府報告ならびにその質問書(リスト・オブ・イシュー)に対する文書回答（CRC/C/JPN/Q/3/Add.1）の提出を歓迎する。また、各省庁にわたる代表団の出席や有益で建設的な対話を歓迎する。
3. これらの総括所見が2010年6月11日に採択された子ども売買、子ども買春、そして子どもポルノに関する選択議定書（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1）、ならびに紛争地における子どもの介入に関する選択議定書（CRC/C/OPAC/JPN/CO/1）に基づく締約国の最初の報告書に対する総括所見と一緒に読まれるよう、当委員会は締約国に求める。

B. 追求（フォローアップ）された措置と締約国により達成した進歩

4. 当委員会は紛争地における子どもの介入に関する子どもの権利条約に関する選択議定書の批准（2004年8月2日）と、子どもの売買、子ども買春、ならびに子どもポルノに関する子どもの権利条約に関する選択議定書の批准（2005年1月24日）を歓迎する。
5. 当委員会は下記の立法措置の採択を高く評価する、
 - (a) 2004年と2008年に児童虐待防止法の見直し。これにより、とりわけ子どもの虐待の定義が検討され、国や地方自治体の責任が明らかにされ、虐待時の報告義務が広がった、
 - (b) 2004年と2008年に児童福祉法の見直し。これによって、特に地方自治体は保護を必要とする子どもに対して施設を設けなければならない、

- (c) 2005年6月の人身取引を罰する刑法の改正、
- (d) 青少年保護育成条例の制定（2010年）、及び
- (e) 教育基本法の改正（2010年）。

6. また、当委員会は人身取引対策行動計画（2009年12月）や、自殺率を引き下げるための対策をとるよう「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が2005年7月に採択されたことを歓迎する。

C. 主要な領域における懸念と勧告

1. 一般的な実施措置（本条約4条、42条、44条の6）

当委員会の以前の勧告

7. 当委員会は、2004年2月の第2回締約国報告（CRC/C/104/Add.2）の審査に際して表明した懸念と勧告（CRC/C/15/Add.231）に対し、締約国がその数項目を取り組んだ努力を評価するが、その多くが十分に実施されていないか、あるいは全く取り組まれていないことに遺憾の意を表す。当委員会はこの文書の中で懸念と勧告を繰り返し表明する。
8. 当委員会は、第2回政府報告に対する総括所見の中でいまだに実施されていない勧告（すなわち、調整と政府の行動計画に関する項目12、独立した監視機関についての項目14、子どもの定義に関する項目22、反差別に関する項目24、名前と国籍に関する項目31、体罰に関する項目35、障害者に関する項目43と若者の自殺に関する項目47）を取り組む努力をすることと、今回の総括所見に含まれる懸念を包括的に取り組むよう締約国に要望する。

留保項目

9. 締約国が本条約37条(c)を留保していることに對し、当委員会は遺憾を表す。
10. 当委員会は、十全な規約の適用を妨げている37条(c)の留保の撤回を締約国は検討するよう勧告する。

立法化

11. 当委員会は、子どもの生活条件と発達の改善に寄与する子ども権利に関する法律の制定や改正の数例を認める。しかしながら、子ども・若者育成支援推進法は本条約の全般を網羅しておらず、きちんとした包括的な子どもの権利法が存在していないことに、当委員会は懸念を有する。また、青少年の処罰を含む国内法の幾つかが、未だに本条約の原則や項目と一致していないことを示す。
12. 締約国は子どもの権利についての包括的な法律の採択を検討し、これらの法律が本条約の原則と項目に十分に調和する手段をとるよう、当委員会は強く勧告する。

調整

13. 当委員会は、青少年育成推進本部や教育再生会議そして様々な政府審議会など、子どもの権利

に関する政策の実施に係わる多くの政府機関の存在を留意する。しかしながら、当委員会はこれらの機関相互間の、また国や地方そして市町村段階の効果的な調整を確保する機関の欠如を憂慮する。

14. 締約国は子どもの権利を実施するため、それぞれ国や地方そして市町村の段階に応じて締約国が施した活動を効果的に調整するため、明確な任命と人的かつ財政的な十分な資源によって最適な政府機関を設立し、そして子どもの権利の実施に係わっている市民団体との永続的な交流と協力を確立しなければならないと、当委員会は勧告する。

国内の行動計画

15. 当委員会は子ども・若者育成支援推進法（2010年4月）など多くの特別措置を採択したことを歓迎し、「子ども・子育てビジョン」や「子ども・若者ビジョン」の立ち上げに関心を示す。これらの立ち上げは全ての子どもの育成を支援し、全面的に子どもを尊重するために政府機構の集中化を目的とするものである。しかしながら、当委員会は本条約の全ての領域を網羅する包括的な権利に依拠した子どものための国内の行動計画、特に子どもにおける不平等や格差に取り組む計画の欠如に懸念を抱いている。
16. 締約国は地方の機関や市民社会ならびに子どもたちを含む関係相手との協議や協力によって、本条約の全ての領域を網羅する中・長期の目標を持って、子どものための国内行動計画を採択して実行し、必要とあれば結果を管理し、方策を調整する監視機構と同様に、適切な人材や財源を提供するよう、当委員会は勧告する。特に、行動計画が所得や生活基準、そして性差や身体障害、民族の出身や子どもの成長する機会を形成する要素などによる格差と同じく、不平等に取り組む、責任ある生活のために学び、そして準備するよう当委員会は勧告する。締約国は子どもに関する総会における特別会期の最終報告である「子どものための世界的適応」（2002年）とその中期的審査（2007年）を考慮するよう、当委員会は勧告する。

独立した監視

17. 当委員会は国レベルで本条約の実施を監視する独立した機構の不在に懸念を表明する。このことに関して、5つの地方自治体が子どものためのオンブズマンを任命したという締約国の情報を留意する。しかしながら、当委員会は、人権擁護法案（残念ながら2002年以来懸案となっている）のもとで成立される人権委員会の有効性と予想される関係を確保するために必要な任命や独立性や機能、そして財政的やその他の資源に関する情報の不在を遺憾に思う。
18. 当委員会は締約国に対し以下のことを勧告する、
 - (a) 人権擁護法案の可決と国内機関の地位に関する（総会決議48/134）パリ原則を遵守する国内人権委員会の設立を促進し、本条約の実施を監視する委任権を備え、申立てを受領して追跡調査し、そして子どもの権利の侵害を系統だって調査すること、
 - (b) 次回の報告の中に、国内人権委員会やオンブズマンに割り当てられる委任権や機能、そして財源に関する情報を提供すること、そして、
 - (c) 独立した人権機関の役割に関する当委員会の一般見解2（2002年）を考慮すること。

財源の割当て

19. 当委員会は、締約国の社会的支出額が OECD 平均よりも低いこと、貧困は最近の経済危機以前に既に増加し人口の約 15 パーセントに達しており、子ども助成金や子どもの福祉や育成のための手当が現在まで確実に進展していないことに懸念を表明する。当委員会は新しい手当で制度と高等学校の授業料を免除する法律を歓迎するが、国家および地方自治体予算における子どものための予算割当てが明確ではないため、子どもの生命への影響の観点から支出をたどり評価することが不可能となっていることに懸念を有している。

20. 当委員会は締約国に対し以下のことを強く勧告する、

- (a) これらの手当が子どもの権利を実現するにあたって締約国の義務を果たしているかを確認するため、子どもの権利の観点から中央政府と地方自治レベルの予算を徹底的に検証すること。
- (b) 子どもの権利の優先を反映する戦略的な予算方針を明確にすること、
- (c) 財源上の変化から、子どもに対する優先的な予算方針を守ること、
- (d) 指標方式に基づく政策の結果を追調査する追跡制度を確立すること、
- (e) 市民社会と子どもはすべてのレベルで協議されるよう確保すること。

データの収集

21. 当委員会は子どもや子どもの活動に関する大量のデータが定期的に収集され公表されていることは認識している。しかしながら、本条約に網羅されている幾つかの領域、すなわち、貧困世帯の子どもの就学率であり、障害を持つ子どもや外国籍の子どもでもあり、また学校での暴力やいじめに関するデータが欠如していることに懸念を表す。

22. 当委員会は、子どもの権利が侵害される危機に瀕している子どものデータを集める努力を強化するよう締約国に勧告する。締約国は本条約の実施によって達成された進歩を効果的に監視、評価し、子どもの権利の領域内における政策の影響を評価する指標を発達させるべきである。

普及、研修、そして意識の向上

23. 当委員会は子どもと共に、および子どものために従事する専門家や一般市民の中に、本条約の意識を促進する締約国の努力を認めるが、しかし十分ではなく、本条約の原則や条項を普及する計画が実施されていないことを懸念する。特に、子どもやその親たちに対して情報のより効果的な普及が緊急に必要とされている。当委員会は、また、子ども関係の仕事に従事する専門家に対する研修が不十分であることにも懸念を抱いている。

24. 当委員会は子どもとその親の中に本条約に関する情報の普及を拡大するよう締約国を促す。また、当委員会は子ども関係の仕事に従事するすべての人（教師、判事、弁護士、法執行官、メディア関係者、地方公務員、そしてすべてのレベルの国家公務員を含む）に対し、子どもの権利を含む人権について系統的で継続する研修プログラムを開発するよう締約国に要請する。

市民社会との協力

25. 市民社会組織との多くの会合に関する締約国の情報を留意しつつも、しかしながら当委員会は、子どもの権利のための政策や計画を開発し、実行し、そして評価するすべての段階で重要となる継続的な協力の実践が、いまだ確立されていないことを懸念する。また、当委員会は、市民社会組織が前回の総括所見の追跡調査に関わっておらず、あるいは締約国の第3回定期報告を準備する段階でかれらの意見を表明する十分な機会がなかったことを懸念する。
26. 当委員会は、市民社会との協力を強め、定期報告の準備を含む本条約を実施するすべての段階で、より系統的に市民社会組織を関与させることを締約国に奨励する。

子どもの権利と企業部門

27. 当委員会は子どもとその親の生命に対する民間企業部門の莫大な影響を留保し、子どもの福祉と成長に関する企業部門の社会的かつ環境上の責任に対する締約国の規則、もしあるとすれば、の情報が欠如していることは遺憾である。
28. 当委員会は、企業部門が地域社会、特に子どもを企業運営から生じるいかなる逆効果から守るため、企業の社会的かつ環境上の責任に関する国際基準と国内基準を遵守する規則を成立し実施する効果的な措置を取るよう、締約国に奨励する。

国際協力

29. 当委員会はいまだに著しい政府開発援助（ODA）を留意し、貧困の削減、環境維持、安全、そして平和維持対策を優先する2003年の戦略的改正を歓迎するが、締約国が一貫してODA予算の割合（国内総生産の0.2%）を減少しており、これは国内総生産の0.7%をODAとして支払う国際的理解に程遠いことを懸念する。当委員会は、発展途上国における異常気象対策やアフリカ諸国に提供される援助の驚くべき増加のように、特化した目的に対する追加の財源割当てを除いて、全体的な変更が現在計画されていない締約国の指標を特に懸念する。
30. 当委員会は、特に子どもに利益をもたらすプログラムや対策に対する財源を増加する観点で、国際ODA目標額の責務を再考するよう締約国に勧告する。当委員会は、さらに、関係する被援助国に対する子どもの権利委員会の総括所見や勧告を考慮するよう、締約国に提案する。

2. 子どもの定義（本条約の第1条）

31. 当委員会は前回の総括所見（CRC/C/15/Add.231, paragraph22）で男子（18歳）と女子（16歳）に対する最低結婚年齢の差異をなくすよう勧告したが、不平等が依然として残っていることに懸念を表す。
32. 当委員会は両性に対する結婚年齢を18歳に引き上げ、現在の立場を再考するよう締約国に勧告する。

3. 一般原則（本条約第2条、3条、6条、12条）

反差別

33. 当委員会は、幾つかの立法措置にも関わらず、婚外子が遺産相続に関わる法律の下で嫡出子と同等の権利をいまだ享受していないことを懸念する。同時に、少数民族に属する子ども、日本国籍外の子ども、移住外国人の子ども、難民の子ども、そして障害児に対する社会的差別が存続することを懸念する。当委員会は、また、男女平等の促進に言及している教育基本法第5条が撤廃されたことについての女性差別撤廃委員会の懸念（CEDAW/C/JPN/CO/6）を改めて表明する。
34. 当委員会は締約国に対して次のことを勧告する、
- (a) 包括的な反差別法を制定し、あらゆる立場の子どもを差別する法律を撤廃すること、そして、
 - (b) 実際に差別を減少し予防するために、特に少女、少数民族の子ども、日本国籍以外の子ども、そして障害児に対して、意識向上のキャンペーンや人権教育などの必要な対策を講じること。
35. 当委員会は、刑法が強姦やそれに類する犯罪の潜在的犠牲者として女性や少女のみと認定しており、従ってこれら条項に規定された保護は少年には及ばないことを懸念する。
36. 当委員会は、強姦のすべての犠牲者、少年あるいは少女が同じ保護を認められる刑法の改正を検討するよう締約国に勧告する。

子どもの最善の利益

37. 子どもの最善の利益は児童福祉法によって考慮されているという締約国の情報を認めるが、当委員会は、1974年に採択されたこの法律が最善の利益の優先を十分に尊重していないことを憂慮する。特に、この権利が、難民や不法な移住外国人の子どもを含むすべての子どもの最善の利益を義務的に集約する過程を通じて、すべての法律に公式にも系統的にも集約されていない。
38. 当委員会は、子どもの最善の利益の原則が、あるゆる法的規定や司法や行政の決定、そして子どもに対して影響がある企画、計画、サービスにおいて実施され守られるよう、締約国に対し努力を続け強化することを勧告する。
39. 当委員会は、子どもの保護と擁護に責任ある数多くの機関が、特に従事する職員の人数や適合性、そして監督やサービスの質に関して、適切な基準に従っていないことに懸念を持って留意する。
40. 当委員会は締約国に対し次のように勧告する、
- (a) これらの機関によって提供されるサービスの質と量に関して、公共部門や民間部門の双方に適用するサービスの基準を発展させ明確にする効果的な措置を取ること、
 - (b) これらの基準を公共部門および民間部門の双方に継続的に遵守すること。

生命、生存そして発展する権利

41. 「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」を通じて、子どもの特に青年の自殺の発生に取り組む締約国の努力を留意するが、当委員会は子どもと青年による自殺や、自殺や自殺未遂と結びついている危険要因に関する調査の欠如に懸念を抱く。また、児童施設内

の事故が、施設内の安全に対する最低基準の不履行に関係している可能性を懸念する。

- 4 2. 当委員会は、子どもにおける自殺の危険要素を調査し、予防措置を実行し、学校に生活相談員や心理診察サービスを配置し、そして、子ども指導システムが厳しい環境下にいる子どもたちに、過度のストレスを強くないよう締約国に勧告する。また、締約国に対し、民間あるいは公立の児童施設が適切な最低の安全基準を遵守するよう勧告する。

子どもの意見の尊重

- 4 3. 子どもの意見が、司法や行政上の過程や学校内、児童施設内や家庭内において考慮されているという締約国の情報を留意するけれども、当委員会は、正式な規則が年齢の上限を定め、指導センターを含む児童福祉サービスがほとんど子どもの意見に重点を与えず、子どもの意見に重点を与える領域を学校が制限を与え、そして、方針決定の過程で子どもやその意見をほとんど参照しないことに懸念を持つ。当委員会は、子どもを権利の有した一人の人間として尊重しない伝統的な考えが、子どもの意見に与えられる重点を厳しく制限していることに懸念を抱く。
- 4 4. 本条約の第12条と子どもの意見を尊重する権利に関する当委員会の一般意見12（2009年）に照らして、当委員会は、学校や他の児童施設内、家庭内や地域内、法廷内や行政部門、そして方針決定の過程など子どもに影響するすべての場面において、子どもたちの意見を十分に表明できる権利を促進する手段を強化するよう締約国に勧告する。

4. 市民の権利と自由（本条約第7条、8条、13-17条、19条、そして37条 - a）

出生登録

- 4 5. 前回の総括所見（CRC/C/15/Add. 231）に記載したように、締約国の多くの規則が、不法な移住外国人など、子どもの出生登録を出せないある特定の状況のもとで、両親から生まれた子どもの出生登録の可能性を制限している効果があることに、当委員会は懸念を繰り返している。これらの規則は多くの出生登録のない子どもを生じさせ、法的に無国籍の状態を創りだしている。
- 4 6. 当委員会は締約国に次のように勧告する、
- (a) すべての子どもの出生登録を保障し、法的に無国籍の状態から子どもを守るために本条約第7条の規定に従い、国籍法とその規則を改正すること、そして、
 - (b) 無国籍者の身分に関する条約（1954年）や無国籍状態の削減についての条約（1961年）の批准を検討すること。

体罰

- 4 7. 学校において体罰が明白に禁止されていることは留意するが、当委員会はこの禁止が効果的に実施されていないとの報告に懸念を表明する。当委員会は、すべての体罰を禁止するものではないとした1981年の東京高裁の不明瞭な判決に懸念を表す。さらに、家庭や代わりの擁護環境、そして刑事施設で体罰が法律によって明らかに禁止されておらず、特に民法や児童虐待防止法が妥当な懲戒の使用を許しており、体罰の許容範囲に関して不明瞭であることを懸念する。

48. 当委員会は締約国に次のことを強く勧告する、

- (a) 家庭や代わりの擁護環境、そして刑事施設を含むすべての環境下において、子どもに対する体罰やあらゆる品性を貶める取扱いを明確に禁止すること、
- (b) すべての環境下において体罰の禁止を効果的に実施すること、そして、
- (c) 家族や教師、そして子ども関係の仕事に従事する専門家に対し、他の暴力を伴わない懲戒の形態について教育するためキャンペーンを含む意思伝達のプログラムを企てること。

子どもに対する暴力に関する国連調査の追求（フォローアップ）

49. 子どもへの暴力に関する国連事務総長の調査（A/61/299）に関連して、当委員会は締約国に次のことを勧告する、

- (a) 2005年6月14日から16日までバンコックで開催された「東アジアと太平洋のための地域協議」での結果と勧告を考慮しながら、「子どもへの暴力に関する国連調査」の勧告を実施するためにすべての必要な対策を取ることを、
- (b) 下記の勧告に特別な注意を払いながら、子どもに対するあらゆる形態の暴力を排除するため、「調査」の勧告の実施を最優先すること、
 - (i) 子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止する、
 - (ii) 子ども関係の仕事に従事するすべての人の能力を高める、
 - (iii) 回復と社会的な再統合サービスを提供する、
 - (iv) 利用しやすく、子どもにやさしい報告システムとサービスを創設する、
 - (v) 責任の所在を確認し、罰の不問をなくす、
 - (vi) 系統的な国内の集積されたデータと調査を開発し実行する。
- (c) すべての子どもは肉体的、性的、そして精神的暴力のあらゆる形態から守られ、このような暴力や虐待を防止し対応するために、具体的かつ必要に応じて時間と連結した行動に弾みをつけ、市民社会と連携をとり特に子どもたちの関与をともなって、行動のための道具としてこれらの勧告を使用すること。
- (d) 次回の定期報告の中に「調査」の勧告に対して、締約国の実施状況に関する情報を提供すること。
- (e) 子どもに対する暴力についての国連事務総長の特別代表と協力し支援すること。

5. 家族環境と代わりの擁護環境（本条約第5条、18条1項—2項、9条—11条、19条—21条、25条、27条4項、そして39条）

家族環境

50. 当委員会は日本社会における永続的な家族の価値の重要性を認識しているが、子どもの感情的かつ精神的な健康状態についてのマイナス要因や子どもの施設収容の影響によって、親子の関係の悪化を示す報告を憂慮する。当委員会は、これらの問題が老人に対する擁護と若者の間の緊張や、学校内での競争、仕事と家庭生活の不両立、さらに貧困の影響—特に片親世帯—等に原因があることを留意する。

51. 当委員会は、親子関係を強化し子どもの権利に対する意識を高めながら、責任ある子育てを行な

う家族の能力を確保するために、男性と女性が共に仕事と家族生活のより良いバランスをとることを含む、家族を援助し強化する対策を導入することを締約国に勧告する。さらに、社会サービスが恵まれない子どもや家庭を優先し、同時に子どもの児童施設への収容を防ぐために、適切な財政的、社会的、そして精神的援助を提供するよう勧告する。

親の保護のない子ども

- 5 2. 当委員会は、親の保護のない子どもに対する代替家族形式の擁護の欠如、家族から隔離して擁護されている子どもの増加、少人数の家族形式による擁護を提供する努力にも関わらず、施設の多くに見られる不適切な基準、そして代替の擁護施設における子どもへの虐待が広まっているとの報告に懸念を示す。この点に関して、当委員会は、通報手続きの創設が残念ながらいまだに広く実施されていないことに留意する。当委員会は、里親が義務的な研修を受け、増額された手当を受け取っている事実は歓迎するが、一部の里親は財政的な援助を受けていないことを懸念する。
- 5 3. 当委員会は第 18 条に基づき締約国に次のことを勧告する。
- (a) 里親や居住型の小人数擁護のような家族様式の環境化で子どもを擁護すること、
 - (b) 里親制度を含む代替の擁護形態の質を定期的に監視し、あらゆる擁護の形態が最低限の基準を正しく遵守するよう対策を講じること、
 - (c) 代替の擁護形態における子どもの虐待に対する責任者を捜査し訴追すること、そして虐待された犠牲者が通報手続きやカウンセリング、医療受診やその他の正当な回復支援を受けられる手段を保障すること、
 - (d) 財政的援助がすべての里親に提供されるよう確認すること、そして
 - (e) 2009 年 11 月 20 日に採択された総会決議 A/RES/64/142 に含まれる「子どもに対する代替の擁護に関する国連の指針」を考慮すること。

養子縁組

- 5 4. 当委員会は、養父あるいはその配偶者のどちらか一方の直系卑属である子どもの養子縁組が、司法の監視や家庭裁判所の認可なくして行なわれることを懸念する。さらに、国外で養子となった子どもの登録の欠如を含む、国際養子縁組に対する正当な監視の欠如を懸念する。
- 5 5. 当委員会は締約国に次のことを勧告する、
- (a) すべての養子縁組は司法の認可が必要であり、子どもの権利を最優先として、養子縁組されるすべての子どもの登録が保持されるよう対策を講じ効果的に実施すること、そして、
 - (b) 国際養子縁組に関する子どもの保護及び協力に関するハーグ条約 33 (1993 年) の批准を考慮すること。

子どもの虐待と育児放棄 (ネグレクト)

- 5 6. 当委員会は虐待防止のための体制を提供し強化する児童虐待防止法や児童福祉法の改正などの対策を歓迎する。しかしながら、民法における「包括的な管理」を行使する権利を与えている「親権」の概念と同様に過度の親の期待は、子どもを家庭の中において暴力の危険に置いていることを当委員会は懸念する。子どもの虐待事件が引き続き起きていることに懸念を留意する。

57. 当委員会は子どもの虐待問題を取り組むために、次のようなことを行いながら現在の取り組みを強化するよう締約国に勧告する。例えば、

- (a) 虐待や育児放棄に対する否定的な結果について公的な教育プログラムや予防プログラムを実施すること、これには前向きで暴力を伴わない懲戒の形態を促しながら家族の発展プログラムを含む、そして、
- (b) 学校同様、家庭における虐待による子どもの犠牲者に適正な保護を提供すること。

6. 基本的な健康と福祉（本条約第6条、18条3項、23条、24条、26条、27条1項～3項）

障害のある子ども

58. 当委員会は、締約国が障害のある子どもの学校での共通学習を含む社会参加を促し、彼らの自立を進展させ、そして彼らの支援を目的とするサービスや施設のための法律を採択したことを留意する。当委員会は、深く根ざした差別がいまだに存在し、障害のある子どもへの対策が十分に監視されていないことに懸念を有する。また、障害のある子どもが、必要とされる設備や施設に対する政治的意思や財源の欠如により、教育を受ける手段が限定され続けていることを、当委員会は懸念する。

59. 当委員会は締約国に次のことを勧告する、

- (a) すべての障害のある子どもを十分に保護するために法律を改正し採択すること、そして成し得た進展を注意深く記録し、実施における欠点を確認すること。
- (b) 障害のある子どもの生活の質を向上させ、かれらの基本的な要求に応え、そして彼らを迎え入れて参加を確保することに焦点を当てた地域社会に基づいたサービスを提供すること、
- (c) 存在する差別的態度と闘う意識向上のキャンペーンを実施し、身障のある子どもの権利や特別な要求を世論に気付かせ、彼らを社会に加入させ、そして聞いてもらうべく子どもや親の権利に対しての尊重を促すこと。
- (d) 適正な要員や財源を伴う身障のある子どもに対するプログラムやサービスを提供するためにあらゆる努力をすること、
- (e) 身障のある子どもに対する包括的な教育のために必要な設備を学校に備えること、
- (f) 身障のある子どものために従事するNGOを援助すること、
- (g) 身障のある子どものために従事する専門家、例えば、教員、社会福祉士、そして健康、医学、治療ならびに擁護の職員に対して教育を施すこと、
- (h) この点に関して、身障者に対する機会の均等についての国連標準規則（総会決議48/96）や身障のある子どもの権利に関する本委員会の一般見解9番（2006年）を考慮すること、
- (i) すでに署名している身障者権利条約とその選択議定書（2006年）を批准すること。

精神的健康

60. 当委員会は、驚くべき数の子どもの情緒の健康状態が低レベルであると報告され、両親と教師の関係の乏しさが決定要因の可能性を示すデータに注目する。また、発達障害支援センターでADHD（注意欠陥・多動性障害）に関する相談件数が増えていることも示す。当委員会はADHDの治療について医療専門家の調査と教育を始めたことを歓迎するが、この症状が主に薬剤によって治療

できる生理学的障害としてみなされていることを懸念する。

- 6 1. 当委員会は締約国に対し、あらゆる環境下で効果的な支援ができる多角的アプローチを通じて、子どもや青年の情緒的かつ精神的健康問題に取り組む効果的な手段を取るよう勧告する。また、当委員会は ADHD の診断を受けた患者数の動向を監視し、この分野の調査が製薬業界とは無関係に行なわれるよう締約国に勧告する。

健康サービス

- 6 2. 当委員会は、学校の期待する行動に応えられない子どもが児童相談所に移送されることを懸念する。当委員会は、意見を聞いてもらうという子どもの権利の実施や、子どもの最善の利益を考慮することなど専門的対応の基準に関する情報の欠如を懸念し、成果への系統的評価がまだ分からないことは遺憾である。
- 6 3. 当委員会は、児童相談のシステムや運営方法を、更正に関する成果の評価を含めて独立した調査を委任し、次回の政府定期報告にこの検討結果の情報を含むよう締約国に勧告する。

エイズ HIV

- 6 4. 当委員会はエイズ HIV や他の性感染症の増加する感染率や、青少年に対するこれら健康問題についての教育が限定されていることに懸念を表す。
- 6 5. 当委員会は締約国に対し、学校のカリキュラムの中に性と生殖に関する教育を導入し、エイズ HIV など 10 代の妊娠や性感染症の防止を含む、青少年に性と生殖に関する健康の権利を十分に知らせること、そして青少年の健康と発展に関する本委員会の一般見解 4（2003 年）を考慮しながら、HIV エイズや他の性感染症防止のプログラムが容易く青少年の手に入るよう勧告する。

適切な生活水準の権利

- 6 6. 対話を通して、当委員会は 2010 年 4 月から実施されるすべての子どもを対象とする優れた子ども手当の知らせを受けた。しかし、この新しい措置が、生活保護法や、特に、女性が世帯主の場合の片親家族の支援を目的とした現在適用されている措置よりも、15%にもなる貧困層の人たちの割合を効果的に減少するものかどうかを評価すべきデータは手元にない。当委員会は、財政的かつ経済的な政策（労働の規制緩和や民営化戦略）が給料のカットや男女の賃金格差、そして子どもの医療費や教育費に対する出費の上昇により、親たち、特に女性の片親（シングルマザー）に影響を与えていることを懸念する。
- 6 7. 当委員会は、貧困の複合的な決定要素や子どもの発展する権利、そして片親家族を含めすべての家族に確保される生活基準を考慮しながら、貧困を削減する戦略を立ち上げながら子どもの貧困を根絶する適正な財源を配分するよう締約国に勧告する。さらに当委員会は、子育てを行う責任上、労働の規制緩和や柔軟性のような経済的戦略に対処する親として能力は限られていることを考慮し、また子どもの健康や発達のために必要な家庭生活を確保できる財政的援助などが提供されているか、注意深く監視するよう締約国に強く望む。

子どもの扶養費の回収

68. 子どもの扶養費の回収を促進する2004年の民事執行法の成立を留意しつつも、当委員会は、離日した人たち（ほとんどは父親）を含む、別居あるいは離婚した多くの人は子どもの扶養義務に応じておらず、未払い扶養費の回収に関する現行の手続きは適切でないことを懸念する。

69. 当委員会は締約国に次のことを勧告する。

- (a) 既婚であろうとなかろうと、親は共に子どもの扶養に対し平等に寄与し、どちらかの親がその義務を怠った場合、扶養義務が効果的に埋め合わせができるよう現在の法律と措置の実施を強化すること、
- (b) 扶養費の支払は、設立予定の新しい組織体、すなわち滞納する親の扶養義務に代わって支払う国の基金を通じて回復されるようにし、さらに未払い額は民法あるいは刑法を適用して適切に回収すること、そして、
- (c) 親の責任や子どもの保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行、そして協力についてのハーグ条約34（1996年）を批准すること。

7. 教育、余暇、そして文化的活動（本条約28条、29条、31条）

教育、職業訓練や指導を含む

70. 当委員会は、日本の学校制度による格別な教育の優秀性を認めるが、大学受験を目指す子どもの減少にも関わらず、過剰な受験競争についての訴えは上昇し続けていることを懸念する。また、この高度の競争による学校環境が通学年齢の子どもの中にいじめや精神障害、登校拒否や落ちこぼれ、そして自殺の一因となっていることを懸念する。

71. 当委員会は締約国に対し、教育上の優秀性と子ども中心の能力開発を結びつけ、そして異常な競争環境によって生じた否定的な結果を避ける観点から、学校教育制度を見直すよう勧告する。この点に関して、締約国は教育の目的に関する当委員会の一般見解1（2001年）を考慮するよう促されている。当委員会は、また子ども間のいじめと闘い、そしてこれらの措置を展開する中で、子どもの意見を加える努力を強化するよう締約国に勧告する。

72. 当委員会は、中国や北朝鮮あるいはその他の出身の子どものための学校が十分な補助金を受けていないことを懸念する。また、これらの学校の卒業生は日本の大学の入学試験の資格を得られていない可能性を懸念する。

73. 当委員会は、外国籍学校への補助金を増額し、大学入試を受ける際に差別がないことを締約国に促す。締約国は教育における差別待遇の防止に関するユネスコ条約の批准を検討するよう求められている。

74. 当委員会は、歴史的イベントについて日本の解釈のみを記述している日本の歴史教科書が、地域の異なる国の子どもとの相互理解を促進していないとの情報を懸念する。

75. 当委員会は、公式に再検討された教科書がアジア・太平洋地域の歴史的イベントに関して均衡の取れた見解を示すよう締約国に勧告する。

76. 当委員会は、子どもの休息、余暇、そして文化的活動の権利について締約国を喚起し、公共の場所や学校、そして児童施設や家庭において、子どもの遊び時間や創意工夫のある活動を促進する独創性を支援するよう締約国に勧告する。

8. 特別保護措置（本条約第22条、38条、39条、40条、37条(b)、30条、32条～36条）

同伴者なしの難民の子ども

77. 当委員会は、たとえ犯罪行為の容疑がなくても難民申請する子どもを拘留する行為の広がりや、同伴者のいない難民申請の子どもを擁護する機関の創設の欠如に懸念を表す。

78. 当委員会は次のことを締約国に勧告する、

- (a) 公式な機関の創設を含め、難民申請を求める子どもの拘留を防ぐ早急の措置を取り、入国者収容所からこれらの子どもを早期に釈放することを確保し、そして子どもたちに一時避難所（シェルター）や適正な擁護、そして教育を受ける手段を提供すること、
- (b) 子どもの最善の利益が最優先であることを確保しながら、公正で子どもに配慮した難民状況を決定する手続きのもとで、同伴者のいない子どもの難民申請の過程を促進し、後見人や法的代理人を指名し、そして両親や近親者を探し出すこと、
- (c) 子どもの最善の利益の正式決定に関する国連難民高等弁務官（UNHCR）指針や子どもの難民に対する保護と擁護に関する UNHCR 指針を考慮しながら、難民保護分野の国際基準を尊重すること。

人身取引

79. 当委員会は人身取引を犯罪行為と規定した刑法の改正（2005年7月発効）と同時に、2009年の人身取引と闘う対策の行動計画を歓迎する。しかしながら、この行動計画に提供された財源や、調整や監視をする機関に関すること、そして特に子どもの人身取引を取り組む措置の影響についての情報が欠如していることを留意する。

80. 当委員会は次のことを締約国に勧告する、

- (a) 特に子どもの人身取引を取り組む措置を効果的に監視すること、
- (b) 人身取引の犠牲者が身体的かつ精神的回復をするための援助を受け容れられるようにすること、
- (c) 行動計画の実施に関する情報を提供すること、
- (d) 国際組織犯罪を防止する国連条約（2000年）を補いながら、特に女性や子どもの人身取引の予防・抑止・処罰に関する議定書を批准すること。

性的搾取

81. 締約国の第2回定期報告の審査の後に示したように、買春を含む子どもに対する性的搾取の事例の増大に繰り返し懸念を表す。

- 8 2. 当委員会は、事件の調査ならびに子どもへの性的搾取の実行者を訴追し、性的搾取の犠牲者への医療相談や回復支援の努力を強化するよう締約国に勧告する。

少年司法

- 8 3. 当委員会は、2000年に改正された少年法がやや懲罰的な傾向を採択し、少年犯罪者の権利や司法上の保障を制限していることを、2004年2月の締約国の第2回報告（CRC/C/104/Add.2）の検討の際に表明した前回の懸念（CRC/C/104/Add.2）を再度示す。特に、16歳から14歳への刑事責任の年齢低下は教育的措置の可能性を低下し、14歳から16歳の間の多くの子どもを矯正施設での収容にさらす。これは重罪を犯した16歳以上の少年は刑事裁判所への送致となり、公判前勾留の期間は4週間から8週間に延長され、そして新サイバンイン（裁判員）制度は専門の少年裁判所による少年犯罪者の取り扱いに支障を引き起こす。
- 8 4. さらに、当委員会は、成人の刑事裁判に送られる少年の数が大変増加していることを懸念する。また、子どもが法に抵触することにより、弁護士に連絡する権利を含む手続き上の保障が系統的に実施されておらず、このことは、とりわけ、自白の強制や不法な取調べ捜査をもたらしていることを残念に思う。当委員会は同時に、少年矯正施設内の入所者に対する暴力の程度や公判前勾留で少年が成人と一緒に収容されている可能性を懸念する。
- 8 5. 当委員会は、本条約の特に37条、40条、39条や少年司法の分野に関する国連基準、すなわち少年司法の執行に対する国連基準の最低法則（北京法則）、少年犯罪防止のための国連指針（リヤド指針）、自由を剥奪された少年保護のための国連法則（ハバナ法則）、そして子どもの司法の権利に関する本条約の一般見解10（2007年）を考慮した刑事司法制度での子どもの行動のためのウィーン指針に沿って十分に履行する観点から、少年司法制度の機能を再検討するよう締約国に強く望む。特に、当委員会は次のことを締約国に勧告する、
- (a) 子どもが刑事司法制度に抵触するような社会的条件を排除する手助けとして、家族や地域社会の役割を支援するような予防措置を取ること、そして将来の烙印を避けるためにあらゆる可能な対策を講じること、
 - (b) 刑事責任の最低年齢に関する法令を以前の16歳に引き上げるよう再検討をすること、
 - (c) 刑事責任年齢以下の子どもが刑事犯罪者として扱われ、あるいは矯正施設に送られたりしないようにすること、また法令に抵触する子どもは常に少年司法制度において取り扱われ、特別の法廷でないところで成人として取り扱わないよう確保し、そして、このために、サイバンイン（裁判員）裁判制度の見直しを考慮すること、
 - (d) すべての子どもは手続き上のすべての段階で、現在の法的支援制度の拡大を通じながら、法的やその他の援助を受けられるようにすること、
 - (e) 自由の剥奪の代わりとなるもの、例えば保護観察、調停、社会奉仕命令、あるいは、自由剥奪の判決を停止するなどを、可能な限り実施すること、
 - (f) 自由の剥奪（公判前と公判後）は最後の手段として、また可能な限り短時間の期間で適用され、基本的には撤廃の見地に立って再検討されるようにすること、
 - (g) 自由を剥奪された子どもは成人と一緒に勾留されないよう、そして公判前勾留を含め、教育を受ける手段を持てるようにすること、そして、
 - (i) 少年司法制度に関わるすべての専門家は関係する国際基準の訓練を受けるようにすること。

少数民族あるいは先住民族に属する子ども

86. アイヌ人の状況を改善するための締約国による措置を留意しつつも、当委員会はアイヌ人、在日韓国・朝鮮人、部落民出身者、そして他の少数民族が社会的かつ経済的な疎外を受けていることを懸念する。
87. 当委員会は、生活のあらゆる分野において、民族的少数者に属する子どもへの差別を撤廃するため必要な法律や措置を講じるよう、そして本条約のもとで提供されているすべてのサービスや支援に平等に接することが出来るよう、締約国に要望する。

9. 追跡調査（フォローアップ）と普及

追跡調査

88. 当委員会は、今回の勧告が十分に実施されるよう適切な措置を取ることを締約国に勧告する。とりわけ、これらの勧告を適切な考慮や次の行動のために、高等裁判所や内閣、および国会の人たちに、そして適用できるのであれば地方自治体に伝えることである。

総括所見の普及

89. 当委員会は、第3回定期報告や締約国が提出した文書回答、そしてこれらの総括所見が本条約の認識、その実施ならびに監視のために、インターネットでの伝達を含め、一般市民、市民社会組織、メディア、青年グループ、専門家グループ、そして子どもに対し、広く締約国の言語によって入手可能でなければならないことを勧告する。

次回の報告

90. 当委員会は第4回と第5回定期報告を一体にして2016年5月21日までに提出することを締約国に要請する。この報告は120ページ（CRC/C/118を参照）を越えてはならず、総括所見の実施に関する情報を含まなければならない。
91. また、当委員会は、2006年6月、第5回人権条約機関の条約委員会間会議（HRI/MC/2006/3）で承認された「報告に関する統一指針」に示された共通の中心的文書の要求に従い、最新の中心的文書を提出するよう締約国に要請する。